

京都市告示第 2 6 7号

都市公園法第 2 条の 2 の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局西部土木みどり事務所において一般の縦覧に供します。

令和 8 年 7 月 3 1 日

京都市長 松井 孝治

名 称	位 置	供用開始の期日
小手角公園	右京区太秦小手角町 1 番 1 3	告示の日

(西部土木みどり事務所)